

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>— 保健衛生業務手当</p> <p>— 福祉現業手当</p> <p>— 清掃業務従事職員特殊勤務手当</p> <p>(保健衛生業務手当)</p> <p>第3条 保健衛生業務手当は、保健所に勤務する職員のうち、次に掲げるものに支給する。</p> <p>感染症の患者その他これに準ずる者に接触する業務に従事した職員</p> <p>・ [略]</p> <p>2 保健衛生業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額を超えない範囲内において、<u>墨田区規則(以下「規則」という。)</u>で定める。</p> <p>・ [略]</p> <p>(福祉現業手当)</p> <p>第4条 福祉現業手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員で、生活保護法(昭和25年法律第144号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、母子及び寡婦福祉法(昭和3</p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>— <u>滞納整理事務特別手当</u></p> <p>— [同左]</p> <p>— [同左]</p> <p>— <u>取締業務手当</u></p> <p>— [同左]</p> <p>(滞納整理事務特別手当)</p> <p>第3条 <u>滞納整理事務特別手当は、特別区税又は国民健康保険料の滞納整理事務に専ら従事する職員で、当該事務に従事したものに支給する。</u></p> <p>2 <u>滞納整理事務特別手当の額は、従事した日1日につき330円を超えない範囲内において、墨田区規則(以下「規則」という。)</u>で定める。</p> <p>[同左]</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>感染症の患者その他これに準じる者に接触する業務に従事した職員</p> <p>・ [略]</p> <p>2 保健衛生業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、<u>規則</u>で定める。</p> <p>・ [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第5条 福祉現業手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員で、生活保護法(昭和25年法律第144号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)又は売春防止法(昭和</p>

<p>9年法律第129号)又は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、訪問員若しくは指導員として家庭等を訪問したものの又は面接員として面接業務に従事したものに支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(清掃業務従事職員特殊勤務手当)</p> <p><u>第5条</u> 清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したものに支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第6条</u> 職員が同一の日において<u>第3条又は第4条</u>に規定する職員に2以上該当した場合は、最高の額の定めのある職員に応じた特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(特別区人事委員会への報告)</p> <p><u>第7条</u> 任命権者は、<u>規則</u>で定めるところにより、特殊勤務手当に関し必要な事項を特別区人事委員会に報告する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>31年法律第118号)に基づき、訪問員若しくは指導員として家庭等を訪問したものの又は面接員として面接業務に従事したものに支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(取締業務手当)</p> <p><u>第6条</u> <u>取締業務手当は、土木行政を主管する課に勤務する職員で、道路、公園等における不法占用の取締業務に従事したものに支給する。</u></p> <p><u>2</u> <u>取締業務手当の額は、従事した日1日につき420円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第7条</u> 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第8条</u> 職員が同一の日において、<u>第4条又は第5条</u>に規定する職員に2以上該当した場合は、最高の額の定めのある職員に応じた特殊勤務手当を支給する。</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第9条</u> 任命権者は、<u>規則</u>の定めるところにより、特殊勤務手当に関し必要な事項を特別区人事委員会に報告する。</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第10条</u> 〔同左〕</p>
--	---

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。